

目黒区障害福祉サービス事業者等指導検査及び監査実施要綱

平成28年11月24日目健障第5336号決定

平成29年12月1日目健計第2211号決定

平成30年4月1日目健計第10号決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、目黒区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について基本的事項を定めることにより、法及び東京都（以下「都」という。）の条例（以下「都条例」という。）に基づく最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者福祉施策の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第2条 目黒区長（以下「区長」という。）は、事業者等に対し、法令、通達、都条例、区又は都が定める指導に係る基準等（以下「指導検査基準等」という。）に規定するサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

2 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる当該事業者等の事業所又は施設において実地で行う。なお、実地指導を効果的かつ効率的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

(指導対象事業者等選定基準)

第3条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づき、対象事業者等の選定を行う。

(1) 集団指導

- ア おおむね事業開始1年内にサービスを開始した事業者等
- イ その他集団指導を行うことが適当と認められる事業者等

(2) 実地指導

- ア 通報、苦情の申立て、自立支援給付等の請求の状況等により、その運営の状況を確認する必要があると認められる事業者等
- イ 過去の実地指導において指摘された事項の改善状況を確認する必要があると認められる事業者等
- ウ 事業開始後、実地指導を実施していない、又は最後に実地指導が実施された日から起算しておおむね3年以上経過した事業者等
- エ 事業開始後、おおむね2年以内の事業者等
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく指導監査と同時に行い得る事業者等
- カ 業務管理体制の整備に関して、必要があると認められる事業者等
- キ その他実地指導を行うことが適当と認められる事業者等

2 区長は、検査項目、関係法令、評価事項、評価区分等を集約した指導検査基準を別に定める。

3 区長は、指導を効果的かつ効率的に実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げる指導実施方針及び実施計画を毎年度、別に定める。

(指導方法等)

第4条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ア 指導通知
区長は、指導対象となる事業者等を決定した場合は、あらかじめ集団指導の実施の日時、場所、出席者、指導内容等を、当該事業者等に通知する。
- イ 指導方法
集団指導は、自立支援給付等に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

- ア 指導通知
区長は、指導対象となる事業者等を決定した場合は、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。ただし、区長が必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うものとする。
- イ 指導方法
指導は、指導検査基準等に基づき、事業者等の関係者から関係書類を基に説明を

求める面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項及び報酬等について過誤による調整を要すると認められた事項は、後日文書によってその旨の通知を行う。

エ 改善報告書の提出

区長は、当該事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書を提出するよう求めることができる。

オ 指導体制

指導は、係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上の指導班を編成して実施する。

カ 調査書等の提出

区長は、指導の実施に当たって、事業者等にあらかじめ指導に必要となる調査書等の提出を求めることができる。

2 指導後の措置等は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
- (2) 区長は、実地指導の結果、第7条に定める監査実施基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は給付に係る費用等の請求等に関し、不正又は不当な事実を確認した場合は、当該事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。
- (4) 区長は、実地指導の結果のうち、文書指摘事項及び改善状況については、原則として区のホームページに掲載し情報を提供する。

(都への通知)

第5条 区長は、事業者等（指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）を除く。）に対して実地指導を行う場合、事前に当該指導を行う旨の情報提供を都に対して行い、結果についても、同様に報告する。

(監査方針)

第6条 監査は、事業者等のサービス内容が不正である場合、自立支援給付に係る費用等の請求等に不正が疑われている場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施する。

(監査実施基準)

第7条 監査は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不正があったことを疑うに足りる理由がある場合
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不正があったことを疑うに足り

る理由がある場合

- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由がある場合
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善が見られない場合
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否した場合
(監査方法等)

第8条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、当該事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

(2) 報告等

ア 区長は、前条各号のいずれかに該当する事業者等に対して、必要があると認める場合は、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、若しくは当該職員に関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の当該指定に係る事業所等へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。
イ 区長は、指定権限が都にある事業者等に対して監査を行う場合、事前に当該監査を行う旨の情報提供を東京都知事（以下「都知事」という。）に対して行い、結果についても同様に報告する。

(3) 監査対象となる事業者等を決定した場合は、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができる。

(4) 監査に当たっては、監査対象となる事業者等の設置者又はこれに代わる者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて給付等対象サービスの担当者、報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めることができる。

(5) 監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成する。

(6) 監査体制

ア 原則として、実地指導の指導班を中心に、係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上の監査班を編成する。
イ 区長は、問題の性質等に応じて、課長級以上の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができる。

2 監査結果の通知等については、次のとおりとする。

(1) 区長は、監査の結果について、次のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都知事に通知を行う。ただし、都と区が同時に実地監査等を行っている場合には、省略することができる。

ア 法第49条第6項、第50条第2項又は第3項、第51条の28第6項又は第51条の29第3項に規定する場合

イ 児福法第21条の5の23第5項又は第21条の5の24第2項に規定する場合

(2) 区長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められるときは、当該事業者等に対して、後日文書によってその旨の通知を行う。

(3) 区長は、前号の規定により文書で通知した事項について、当該事業者等から文書により報告を求める。

3 区長は、相談支援事業者に指定基準違反等が認められる場合には、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

(ア) 区長は、相談支援事業者が法第51条の28第2項各号に掲げる場合又は児福法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当する場合において必要があると認めるときは、当該相談支援事業者に対し、期限を定めて、文書により当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(イ) 区長は、当該相談支援事業者が当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(ウ) 当該相談支援事業者は、勧告を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

(ア) 区長は、勧告を受けた相談支援事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合は、当該相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

(イ) 区長は、当該相談支援事業者に対して命令をした場合には、その旨の公示を行う。

(ウ) 当該相談支援事業者は、命令を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

区長は、法第51条の29第2項各号又は児福法第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該相談支援事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。この場合において、区長は、指定の取消し等を行う旨の告示をするものとする。

エ 聴聞等

区長は、監査の結果、当該相談支援事業者が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等

の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（2）経済上の措置

- ア 区長は、監査の結果、当該相談支援事業者のサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児福法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うことができる。
- イ 区長は、取消処分等を行った場合には、法第8条第2項又は児福法第57条の2第2項の規定により、当該相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
- ウ 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関する不正又は不当の事実が認められた場合における当該返還金に係る返還期間は、5年間とする。

（関係機関との連携）

第9条 指導及び監査に当たっては、都及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

2 区長は、必要に応じて、指導監査の実施状況について、国及び都への報告を行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から適用する。

付 則（平成29年12月1日目健計第2211号）

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日目健計第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。